

お知らせ

国民年金保険料の
後納制度が始まります

平成24年10月から、年金確保支援法によって、2年を経過して納付できなくなった国民年金の保険料を納付することができるようになります。これを「国民年金保険料の後納制度」（後納制度）といいます。

「後納制度」によって納付できる保険料は、過去10年以内に納め忘れがある国民年金の保険料です。国民年金保険料は、2年前までしかさかのぼって納めることができませんでした。しかし、「後納制度」によって、この2年を超え10年前までの納め忘れの保険料を納付できます。

「後納制度」によって納めることができる保険料（後納保険料）の額は、納付しなければならなかった当時の保険料額に一定額が加算された額となります。

「後納制度」は、平成24年10月から平成27年9月までの3年間行われるものです。

■「後納制度」を利用できる人について

「後納制度」を利用できる人は、次のような人たちです。

- ・20歳以上60歳未満の人で、過去10年以内に納め忘れの期間や未加入期間がある人。
- ・60歳以上65歳未満の人で、過去10年以内に納め忘れの期間や未加入期間、さらには任意加入期間中に納め忘れの期間がある人。

- ・65歳以上の人で、年金の受給資格がなく、任意加入をしている人など。

なお、「後納制度」は、現在老齢基礎年金を受給している人は対象となりません。

■問い合わせ

国民年金保険料専用ダイヤル
☎0570（011）050
岩国年金事務所
☎0827（24）2222

故郷で起業を考えてみませんか
「島スクエア」UJターナー起業家養成集中セミナー

■日程

○10月27日(土)
事業計画の作成
正午～午後6時30分

会場
大島商船高等専門学校

対象者
UJターナーを考えている起業に興味・関心がある方

特設人権相談所

- ◆日時 10月1日(月) 午前9時30分～正午
- ◆場所 久賀総合センター
- ◆相談内容 法律、人権、土地、家屋、金銭貸借、離婚などあらゆる生活上の心配事
- ◆相談員 人権擁護委員
- ◆問い合わせ 福祉課
☎0820（77）5505

めざせ!

かっこいい消費者

どんなものでも買い取る?
相談は 山口県消費生活センター
☎083（924）0999
または町商工観光課
☎0820（79）1003

【相談】

「リサイクルショップを開設するので、どんなものでも買い取る」との電話があり、訪問を承諾したが、何かトラブルに巻き込まれるのではないかと不安になった。こんな時どうしたらよいか教えてほしい。

【処理】

訪問買取に関するトラブルについて説明し、売る意思がなければ毅然とした態度で断るよう助言した。

【ワンポイント講座】

「不用品を買い取る」など

と電話があり、そのつもりで来訪を承諾したのに、実際は当初の話にはなかった貴金属の買い取りを強引に持ちかけられ

るといふ「訪問買取」の相談が寄せられています。「訪問買取」については法改正がされようとしていますが、現行法ではクーリング・オフ制度はありません。買い取られた商品は、あとで返品してもらおうとしても、様々な理由をつけられ取り戻せないことがほとんどです。買い取ってもらったものがない時には、きっぱり断るようにしましょう。また、一旦、家へ上げてしまうと断わりにくくなりますので、十分に注意が必要です。困ったときは、お住まいの市町の消費生活相談窓口か県消費生活センターへご相談ください。